

平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 北村 邦太郎
(コード番号： 8309 東名)
問合せ先 総務部長 竹谷 務
(TEL： 03-6256-6000)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 5 期定時株主総会に単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件については、普通株主様による種類株主総会に付議することを併せて決議しております。

記

I. 単元株式数の変更について

1. 変更の理由

全国証券取引所において、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき売買単位を 100 株に統一するための取組みが推進されていることを踏まえ、当社は、本年 10 月 1 日をもって、当社株式の売買単位となる単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

2. 変更の内容

平成 28 年 10 月 1 日をもって、全ての種類の株式につき、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

3. 変更の条件

本単元株式数の変更は、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会において、下記「II. 株式併合について」に関する議案が承認可決されること、及び下記「III. 定款の一部変更について」に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 28 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることとしております。

II. 株式併合について

1. 株式併合の目的

上記「I. 単元株式数の変更について」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持するため、当社株式について 10 株を 1 株にする併合（以下「株式併合」といいます。）を行うことといたしました。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合の方法・比率

平成28年10月1日をもって、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

(3) 減少株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成28年3月31日現在）	普通株式	3,903,486,408株
株式併合により減少する株式数（注）	普通株式	3,513,137,768株
株式併合後の発行済株式総数（注）	普通株式	390,348,640株

(注) 上記「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、上記「株式併合前の発行済株式総数」に併合比率を乗じて算出した理論値です。

なお、平成28年3月31日現在で発行済みの優先株式はございません。

(4) 併合後の発行可能株式総数

株式併合の効力発生を条件として、発行可能株式総数を8億9000万株（株式併合前：89億株）に変更する予定です。この詳細については、下記「Ⅲ. 定款の一部変更について」をご参照ください。

(5) 株式併合による影響等

株式併合により、当社の発行済株式総数は10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、株式1株当たり純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

3. 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法第235条に基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

4. 株式併合により減少する株主数

平成28年3月31日現在の株主構成は、次のとおりであります。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	72,001名（100.0%）	3,903,486,408株（100.0%）
10株未満所有株主	617名（0.9%）	1,495株（0.1%）
10株以上所有株主	71,384名（99.1%）	3,903,484,913株（99.9%）

今回の株式併合により、所有株式数が10株未満の株主様617名（平成28年3月31日現在、その所有株式の合計は1,495株です。）が株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生の前である平成28年9月13日までに「単元未満株式の買増し」（会社法第194条第1項及び当社定款第8条の定めによります）の手続きを、平成28年9月26日までに「単元未満株式の買取り」（会社法第192条第1項の定めによります）の手続きを、それぞれご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

5. 新株予約権の権利行使価額の調整

株式併合に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの権利行使価額を、平成28年10月1日以降、次のとおり調整いたします。

発行決議日（付与対象者の区分）	調整前権利行使価額	調整後権利行使価額
第1回新株予約権 平成23年6月29日取締役会決議 (当社及び三井住友信託銀行の取締役及び執行役員)	400円	4,000円
第2回新株予約権 平成24年6月28日取締役会決議 (当社及び三井住友信託銀行の取締役及び執行役員)	400円	4,000円
第3回新株予約権 平成25年6月27日取締役会決議 (当社及び三井住友信託銀行の取締役及び執行役員)	519円	5,190円

なお、第4回新株予約権（平成26年6月27日取締役会決議）、及び第5回新株予約権（平成27年6月26日取締役会決議）の権利行使価格の調整はございません。

6. 株式併合の条件

株式併合は、平成28年6月29日開催予定の定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されること及び下記「Ⅲ. 定款の一部変更について」に関する議案が承認可決されることを条件に、平成28年10月1日をもってその効力が生じることといたします。

Ⅲ. 定款の一部変更について

1. 定款変更の目的

上記「Ⅰ. 単元株式数の変更について」に記載のとおり、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、定款第7条に規定される全ての種類の株式の単元株式数を100株に変更するとともに、上記「Ⅱ. 株式併合について」に記載した株式併合による発行済株式総数の減少を勘案し、定款第6条に規定される発行可能株式総数、定款第12条に規定される優先株式にかかる優先配当金及び定款第15条に規定される優先株式にかかる残余財産の分配について変更するものであります。

2. 定款変更の内容

下記のとおりです。

現行定款・変更定款案対照表（下線は変更部分）

現行定款	変更案																												
第2章 株式	第2章 株式																												
<p>第6条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、<u>8,900,000,000株</u>とし、各種類の種類株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、(ア)第1回ないし第4回第八種優先株式（以下併せて「第八種優先株式」という。）、第1回ないし第4回第十一種優先株式（以下併せて「第十一種優先株式」という。）および第1回ないし第4回第十二種優先株式（以下併せて「第十二種優先株式」という。）の発行可能種類株式総数は併せて<u>100,000,000株</u>、(イ)第1回ないし第4回第九種優先株式（以下併せて「第九種優先株式」という。）、第1回ないし第4回第十三種優先株式（以下併せて「第十三種優先株式」という。）および第1回ないし第4回第十四種優先株式（以下併せて「第十四種優先株式」という。）の発行可能種類株式総数は併せて<u>100,000,000株</u>、(ウ)第1回ないし第4回第十種優先株式（以下併せて「第十種優先株式」という。）、第1回ないし第4回第十五種優先株式（以下併せて「第十五種優先株式」という。）および第1回ないし第4回第十六種優先株式（以下併せて「第十六種優先株式」という。）、第八種優先株式、第九種優先株式、第十種優先株式、第十一種優先株式、第十二種優先株式、第十三種優先株式、第十四種優先株式および第十五種優先株式と併せて「優先株式」という。）の発行可能種類株式総数は併せて<u>200,000,000株</u>をそれぞれ超えないものとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">普通株式</td> <td style="text-align: right;"><u>8,500,000,000株</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第1回第八種優先株式</td> <td style="text-align: right;"><u>100,000,000株</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第2回第八種優先株式</td> <td style="text-align: right;"><u>100,000,000株</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第3回第八種優先株式</td> <td style="text-align: right;"><u>100,000,000株</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第4回第八種優先株式</td> <td style="text-align: right;"><u>100,000,000株</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第1回第九種優先株式</td> <td style="text-align: right;"><u>100,000,000株</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第2回第九種優先株式</td> <td style="text-align: right;"><u>100,000,000株</u></td> </tr> </table>	普通株式	<u>8,500,000,000株</u>	第1回第八種優先株式	<u>100,000,000株</u>	第2回第八種優先株式	<u>100,000,000株</u>	第3回第八種優先株式	<u>100,000,000株</u>	第4回第八種優先株式	<u>100,000,000株</u>	第1回第九種優先株式	<u>100,000,000株</u>	第2回第九種優先株式	<u>100,000,000株</u>	<p>第6条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、<u>890,000,000株</u>とし、各種類の種類株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、(ア)第1回ないし第4回第八種優先株式（以下併せて「第八種優先株式」という。）、第1回ないし第4回第十一種優先株式（以下併せて「第十一種優先株式」という。）および第1回ないし第4回第十二種優先株式（以下併せて「第十二種優先株式」という。）の発行可能種類株式総数は併せて<u>10,000,000株</u>、(イ)第1回ないし第4回第九種優先株式（以下併せて「第九種優先株式」という。）、第1回ないし第4回第十三種優先株式（以下併せて「第十三種優先株式」という。）および第1回ないし第4回第十四種優先株式（以下併せて「第十四種優先株式」という。）の発行可能種類株式総数は併せて<u>10,000,000株</u>、(ウ)第1回ないし第4回第十種優先株式（以下併せて「第十種優先株式」という。）、第1回ないし第4回第十五種優先株式（以下併せて「第十五種優先株式」という。）および第1回ないし第4回第十六種優先株式（以下併せて「第十六種優先株式」という。）、第八種優先株式、第九種優先株式、第十種優先株式、第十一種優先株式、第十二種優先株式、第十三種優先株式、第十四種優先株式および第十五種優先株式と併せて「優先株式」という。）の発行可能種類株式総数は併せて<u>20,000,000株</u>をそれぞれ超えないものとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">普通株式</td> <td style="text-align: right;"><u>850,000,000株</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第1回第八種優先株式</td> <td style="text-align: right;"><u>10,000,000株</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第2回第八種優先株式</td> <td style="text-align: right;"><u>10,000,000株</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第3回第八種優先株式</td> <td style="text-align: right;"><u>10,000,000株</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第4回第八種優先株式</td> <td style="text-align: right;"><u>10,000,000株</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第1回第九種優先株式</td> <td style="text-align: right;"><u>10,000,000株</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第2回第九種優先株式</td> <td style="text-align: right;"><u>10,000,000株</u></td> </tr> </table>	普通株式	<u>850,000,000株</u>	第1回第八種優先株式	<u>10,000,000株</u>	第2回第八種優先株式	<u>10,000,000株</u>	第3回第八種優先株式	<u>10,000,000株</u>	第4回第八種優先株式	<u>10,000,000株</u>	第1回第九種優先株式	<u>10,000,000株</u>	第2回第九種優先株式	<u>10,000,000株</u>
普通株式	<u>8,500,000,000株</u>																												
第1回第八種優先株式	<u>100,000,000株</u>																												
第2回第八種優先株式	<u>100,000,000株</u>																												
第3回第八種優先株式	<u>100,000,000株</u>																												
第4回第八種優先株式	<u>100,000,000株</u>																												
第1回第九種優先株式	<u>100,000,000株</u>																												
第2回第九種優先株式	<u>100,000,000株</u>																												
普通株式	<u>850,000,000株</u>																												
第1回第八種優先株式	<u>10,000,000株</u>																												
第2回第八種優先株式	<u>10,000,000株</u>																												
第3回第八種優先株式	<u>10,000,000株</u>																												
第4回第八種優先株式	<u>10,000,000株</u>																												
第1回第九種優先株式	<u>10,000,000株</u>																												
第2回第九種優先株式	<u>10,000,000株</u>																												

現行定款	変更案
<p>第3回第九種優先株式 <u>100,000,000株</u> 第4回第九種優先株式 <u>100,000,000株</u> 第1回第十種優先株式 <u>200,000,000株</u> 第2回第十種優先株式 <u>200,000,000株</u> 第3回第十種優先株式 <u>200,000,000株</u> 第4回第十種優先株式 <u>200,000,000株</u> 第1回第十一種優先株式 <u>100,000,000株</u> 第2回第十一種優先株式 <u>100,000,000株</u> 第3回第十一種優先株式 <u>100,000,000株</u> 第4回第十一種優先株式 <u>100,000,000株</u> 第1回第十二種優先株式 <u>100,000,000株</u> 第2回第十二種優先株式 <u>100,000,000株</u> 第3回第十二種優先株式 <u>100,000,000株</u> 第4回第十二種優先株式 <u>100,000,000株</u> 第1回第十三種優先株式 <u>100,000,000株</u> 第2回第十三種優先株式 <u>100,000,000株</u> 第3回第十三種優先株式 <u>100,000,000株</u> 第4回第十三種優先株式 <u>100,000,000株</u> 第1回第十四種優先株式 <u>100,000,000株</u> 第2回第十四種優先株式 <u>100,000,000株</u> 第3回第十四種優先株式 <u>100,000,000株</u> 第4回第十四種優先株式 <u>100,000,000株</u> 第1回第十五種優先株式 <u>200,000,000株</u> 第2回第十五種優先株式 <u>200,000,000株</u> 第3回第十五種優先株式 <u>200,000,000株</u> 第4回第十五種優先株式 <u>200,000,000株</u> 第1回第十六種優先株式 <u>200,000,000株</u> 第2回第十六種優先株式 <u>200,000,000株</u> 第3回第十六種優先株式 <u>200,000,000株</u> 第4回第十六種優先株式 <u>200,000,000株</u></p>	<p>第3回第九種優先株式 <u>10,000,000株</u> 第4回第九種優先株式 <u>10,000,000株</u> 第1回第十種優先株式 <u>20,000,000株</u> 第2回第十種優先株式 <u>20,000,000株</u> 第3回第十種優先株式 <u>20,000,000株</u> 第4回第十種優先株式 <u>20,000,000株</u> 第1回第十一種優先株式 <u>10,000,000株</u> 第2回第十一種優先株式 <u>10,000,000株</u> 第3回第十一種優先株式 <u>10,000,000株</u> 第4回第十一種優先株式 <u>10,000,000株</u> 第1回第十二種優先株式 <u>10,000,000株</u> 第2回第十二種優先株式 <u>10,000,000株</u> 第3回第十二種優先株式 <u>10,000,000株</u> 第4回第十二種優先株式 <u>10,000,000株</u> 第1回第十三種優先株式 <u>10,000,000株</u> 第2回第十三種優先株式 <u>10,000,000株</u> 第3回第十三種優先株式 <u>10,000,000株</u> 第4回第十三種優先株式 <u>10,000,000株</u> 第1回第十四種優先株式 <u>10,000,000株</u> 第2回第十四種優先株式 <u>10,000,000株</u> 第3回第十四種優先株式 <u>10,000,000株</u> 第4回第十四種優先株式 <u>10,000,000株</u> 第1回第十五種優先株式 <u>20,000,000株</u> 第2回第十五種優先株式 <u>20,000,000株</u> 第3回第十五種優先株式 <u>20,000,000株</u> 第4回第十五種優先株式 <u>20,000,000株</u> 第1回第十六種優先株式 <u>20,000,000株</u> 第2回第十六種優先株式 <u>20,000,000株</u> 第3回第十六種優先株式 <u>20,000,000株</u> 第4回第十六種優先株式 <u>20,000,000株</u></p>
<p>第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、全ての種類の株式につき<u>1,000株</u>とする。</p>	<p>第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、全ての種類の株式につき<u>100株</u>とする。</p>
<p style="text-align: center;">第3章 優先株式</p>	<p style="text-align: center;">第3章 優先株式</p>
<p>第12条（優先配当金） 当社は、第55条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の剰余金（以下「優先配当金」という。）を金銭で配当する。ただし、当該配当の基準日が属する事業年度中に設けられた基準日より、次条に定める優先中間配当金の全部または一部および第14条に定める優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</p> <p>各種類の第八種優先株式、各種類の第九種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十三種優先株式および各種類の第十四種優先株式</p> <p>1株につき、年<u>100円</u>を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額</p> <p>各種類の第十種優先株式、各種類の第十五種優先株式および各種類の第十六種優先株式</p> <p>1株につき、年<u>150円</u>を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額</p> <p>2 ある事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が優先配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に</p>	<p>第12条（優先配当金） 当社は、第55条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の剰余金（以下「優先配当金」という。）を金銭で配当する。ただし、当該配当の基準日が属する事業年度中に設けられた基準日より、次条に定める優先中間配当金の全部または一部および第14条に定める優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</p> <p>各種類の第八種優先株式、各種類の第九種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十三種優先株式および各種類の第十四種優先株式</p> <p>1株につき、年<u>1,000円</u>を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額</p> <p>各種類の第十種優先株式、各種類の第十五種優先株式および各種類の第十六種優先株式</p> <p>1株につき、年<u>1,500円</u>を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額</p> <p>2 ある事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が優先配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に</p>

現行定款	変更案
<p>累積しない。 3 優先株主または優先登録株式質権者に対しては優先配当金の額を超えて配当はしない。</p> <p>第15条（残余財産の分配） 当社の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各種類の優先株式1株につき1,000円を支払う。 2 前項に定めるほか、優先株主または優先登録株式質権者に対しては残余財産の分配はしない。</p>	<p>累積しない。 3 優先株主または優先登録株式質権者に対しては優先配当金の額を超えて配当はしない。</p> <p>第15条（残余財産の分配） 当社の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各種類の優先株式1株につき10,000円を支払う。 2 前項に定めるほか、優先株主または優先登録株式質権者に対しては残余財産の分配はしない。</p>

3. 定款変更の条件

本定款の一部変更は、平成28年6月29日開催予定の定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会において、本定款の一部変更に関する議案が承認可決されること及び上記「Ⅱ. 株式併合について」に関する議案が承認可決されることを条件に、平成28年10月1日をもってその効力が生じることとしております。

Ⅳ. 日程

取締役会決議日	平成28年5月12日
定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会開催日	平成28年6月29日（予定）
株式併合公告	平成28年9月15日（予定）
1,000株単位での売買最終日	平成28年9月27日（予定）
100株単位での売買開始日	平成28年9月28日（予定）
単元株式数変更の効力発生日	平成28年10月1日（予定）
株式併合の効力発生日	平成28年10月1日（予定）
定款変更の効力発生日	平成28年10月1日（予定）

（ご参考）

上記のとおり、単元株式数の変更、株式併合及び定款変更の効力発生日は平成28年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、各証券取引所における株主の皆様による当社株式の売買は、同年9月28日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位（併合後の100株）にて行われることとなります。

以 上